

○各務原市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日
水道事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置等の工事の申込み)

第2条 条例第4条第1項又は第26条第3項の規定による申込みは、給水装置等工事申込書（様式第1号）により行うものとする。

(指定工事業者の指定及び更新)

第3条 市長は、水道法（昭和32年法律第177号）で定めるところにより、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）としての指定及び指定の更新を行う。

(指定工事業者証の交付等)

第4条 市長は、指定工事業者としての指定及び指定の更新を行ったときは、速やかに、当該指定工事業者に各務原市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付するものとする。

2 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、市長にその再交付を申請することができる。

3 指定工事業者は、給水装置工事の事業（以下「事業」という。）を廃止したとき、又は水道法第25条の11第1項の規定により市長から指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納しなければならない。

4 指定工事業者は、事業を休止したとき、又は次条の規定による指定の効力の停止を受けたときは、その休止又は停止の期間において、指定工事業者証を市長に返納しなければならない。

(指定工事業者の指定の停止)

第5条 市長は、指定工事業者が水道法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、指定の

取消しに代えて、6月を超えない期間を定め、当該指定の効力を停止することができる。

(指定工事業者の指定等の公示)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度、その旨を公示する。

(1) 指定工事業者としての指定及び指定の更新を行ったとき。

(2) 指定工事業者から事業所(市の給水区域について事業を行う事業所に限る。)の名称若しくは所在地の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出があったとき。

(3) 指定工事業者としての指定を取り消したとき。

(4) 指定工事業者としての指定の効力を停止したとき。

(指定工事業者による給水装置工事)

第7条 条例第6条第2項に規定する設計審査は、給水装置等工事申込書に記載された事項により行うものとする。

2 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する設計審査を受けた給水装置工事の内容を変更するとき、又は給水装置工事を取りやめるときは、遅延なく、市長に届け出なければならない。

3 条例第6条第2項の工事完成検査を受けようとする指定工事業者は、当該工事完成後、速やかに、給水装置工事完成届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

4 指定工事業者は、前項の工事完成検査を受けた場合において、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(工事費の後納等)

第8条 条例第9条第1項ただし書の規定により、給水装置工事費のうち修繕工事その他特別の事情のある工事に係る費用については、これを後納することができる。

(給水契約の申込み)

第9条 条例第13条の規定による申込みは、水道使用開始届(様式第3号)又は口

頭、電話その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(総代人による届出)

第10条 条例第14条第2項又は第3項の規定による届出(同項第3号に係る届出を除く。)は、総代人(新規・変更)届(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第14条第3項の規定による届出(同項第3号に係る届出に限る。)は、共同住宅等使用戸数届(様式第5号)により行うものとする。

(量水器の設置場所の管理)

第11条 水道使用者等は、量水器の設置場所に、その点検の妨げとなる工作物の設置又は物の放置をしてはならない。

(使用中止等の届出)

第12条 条例第17条第1項又は第2項の規定による届出は、水道使用中止・閉栓届(様式第6号)又は口頭、電話その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第17条第3項の規定による届出は、給水装置使用者・所有者変更届(様式第7号)又は口頭、電話その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

3 条例第17条第4項の規定による届出は、給水装置使用者・所有者変更届にその経緯を明らかにする書類を添えて行うものとする。

(消火栓の使用)

第13条 消火栓は、消防用以外に使用してはならない。

(定例日)

第14条 条例第22条第1項に規定する定例日は、1日から14日までの間に設けるものとする。

(共同住宅等の料金算定の特例の申請)

第15条 条例第24条第3項の規定による申請は、共同住宅等の水道料金算定の特例適用申請書(様式第8号)に共同住宅等使用戸数届を添えて行うものとする。

(給水装置立入検査職員証)

第16条 水道法第17条第2項に規定する証明書は、各務原市水道事業給水装置立入検査職員証(様式第9号)とする。

(料金等の軽減又は免除)

第17条 条例第30条の公益上その他特別の理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 旧川島町との合併に伴う給水装置の工事に関する事。
- (2) 使用者の責に帰さない漏水に関する事。
- (3) PFASの暫定目標値の超過に伴う飲用井戸使用者の給水装置の新設工事に関する事。
- (4) その他市長が特に必要と認める事情がある事。

2 前項各号の理由に係る軽減又は免除の具体的な基準については、市長が別に定める。

(料金の支払請求権の放棄)

第18条 条例第30条の2の規定により、市長は、消滅時効が完成した料金の支払請求権のうち、債務者が死亡、行方不明その他これに準ずる事情にあるため徴収の見込みがないと認めるときで、次の各号のいずれかに該当するものについては、これを放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、料金債務を相続する者がいないとき。
- (2) 債務者の所在が調査しても不明であるとき。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その他の法令の規定により、債務者が料金債権につきその責任を免れたとき。
- (4) その他市長が相当と認めるとき。

(給水停止の通知)

第19条 市長は、条例第33条の規定により給水を停止するときは、あらかじめ、水道の使用者(総代人が選定されている場合にあつては、総代人)にその旨を通知するものとする。

(給水装置の廃止の届出)

第20条 条例第34条第1項の規定による届出は、給水装置廃止届(様式第10号)により行うものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第21条 条例第36条第2項の規定による管理及び検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(施行基準)

第22条 条例第7条第3項又は第8条第4項に規定する事項、条例第28条第2項の基準その他の給水装置等の工事の施行に係る必要な事項については、施行基準で定めるものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に各務原市水道事業給水条例施行規則及び各務原市水道事業経営審議会条例施行規則を廃止する規則（平成10年規則第14号）の規定による廃止前の各務原市水道事業給水条例施行規則（昭和43年規則第15号）の規定により提出されている届出書、申請書等は、それぞれこの規程の相当規定により提出されたものとみなす。

- 3 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条第2項の規定による届出を行おうとする者は、各務原市水道工事業公認規程を廃止する訓令（平成10年訓令第2号）の規定による廃止前の各務原市水道工事業公認規程（昭和42年訓令甲第1号）第6条第1項の規定により交付された水道工事業認可証及び水道工事業業者標示板並びに同規程第8条第2項の規定により交付された水道業務従事者登録証及び水道業務従事者き章を市長に返納しなければならない。
- 4 市長は、前項の届出があったときは、速やかに、当該指定工事業者に指定工事業業者証を交付するものとする。
- 5 川島町の編入の日の前日までに、川島町水道給水条例施行規程（平成6年川島町訓令第11号）の規定によりなされた給水装置の新設等の申込みの手續その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成11年水管規程第4号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年水管規程第8号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年水管規程第3号）

1 この規程は、平成13年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、この規程の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年水管規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年水管規程第2号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成16年水管規程第4号）

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年水管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年水管規程第4号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年水管規程第2号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の各務原市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙は、この規程の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和2年企管規程第1号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条の規定は、この規程の施行の日以後に各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号）第13条の規定により給水契約の承認を受けた者に係る当該給水契約による料金の支払請求権の放棄について適用し、同日前に同条の規定により給水契約の承認を受けた者に係る当該給水契約による料金の支払請求権の放棄については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に存する改正前の各務原市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙は、この規程の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和3年企管規程第5号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の各務原市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙は、この規程の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年企管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年企管規程第2号）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第4号から様式第6号までの規定により作成されている用紙は、この規程の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

様式第1号 (第2条関係)
(表面)

給水装置等工事申込書		受付番号	
(宛先)各務原市長 次とおり、給水装置又は受水槽以降の給水設備(以下「給水装置等」という。)の工事の施行を申し込みます。本工事に伴う諸費用は遅延なくお支払いするとともに、給水装置等の使用については各務原市水道事業給水条例、同条例施行規程、各務原市水道事業給水装置等工事施行基準等を遵守し、工事等に伴う断水に全面的に協力いたします。なお、本工事に伴う諸費用については、各務原市水道事業給水条例及び同条例施行規程を契約の内容とすることに合意します。		年 月 日	
工事の種類	1 新設 2 改造 3 撤去 4 共同住宅等改造	部長	課長
係長	係		
お客様番号		図面番号	—
申込者	郵便番号 住 所 余りがない 氏 名 電話番号 () —		
給水装置等の設置場所	郵便番号 各務原市 氏 名		
給水装置等の所有者	郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 () —		
利害関係人	給水装置等の所有者と、土地所有者・建物所有者が異なる場合に記入してください。 上記のとおり給水装置等の工事を行うことに同意します。 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 () — 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 () —		
種 別	設計金額	消費税額	精算金額1
合計			
精算追徴還付金			
予定期間	着工: 年 月 日 ~ 完成: 年 月 日	受水槽容量	m ³
用途	給水形態	自家用水道	有・無
加入口径	Φ	建物階層	
最水器	番号 口径 Φ 指 針	共同住宅	加入件数 住 宅 件 数 店 舗 等 件 数 共用 栓(散水栓) 件 数
給水装置等		給水装置等	
炊 事	設計 検査	散 水 栓	設計 検査
浄 水 器		立 水 栓	
シャワー		瞬間湯沸器	
洗面		貯湯湯沸器	
掃除流し		貯湯湯沸器	
手 洗		逆 止 弁	
和便器(タンク)		減 圧 弁	
和便器(洗浄弁)		定 流 量 弁	
洋便器(タンク)		定 水 位 弁	
洋便器(洗浄弁)		受 水 槽	
小便器		高 架 水 槽	
小便器(洗浄弁)			
		水 質 試 験	
		検査箇所 炊事場 受水槽吐水口 その他()	
		残留塩素 0.1mg/l 以上	
		臭 気 有 無 色 有 無	
		味 有 無 濁 り 有 無	
		備 考	
		給水装置等維持・管理届	
		第1止水栓(バルブ) Φ mm 箇所	
		給水管 Φ mm 箇所	
		本工事により設置された上記給水装置等については、善良な注意をもって維持管理し、今後も必要な費用負担に尽じます。	
		住 所	
		氏 名	
		配水管 Φ mm	
		配水補助管 Φ mm	
		消火栓 Φ mm	
		本工事により設置された上記水道施設について、市に帰属されることを同意します。なお、今後市において維持管理される施設であることから他に給水されることについて異議ありません。	
		住 所	
		氏 名	
		私有管所有者分岐承認	
		住 所	
		氏 名	
		部長	
		課長	
		係長	
		担当者	
精算1		上記工事を次の各務原市指定給水装置工事業者に施行させていただきますので、承認願います。	
精算2		指定番号 第 号	
		主任技術者氏名	

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

給水装置工事完成届

(宛先)各務原市長

各務原市指定給水装置工事事業者

電話番号

給水装置工事主任技術者氏名

次の給水装置工事は、 年 月 日完成しましたので、お届けします。

受付番号	
使用者番号	
工事場所	
申込者の氏名	

様式第3号（第9条関係）

水道使用開始届

年 月 日

（宛先）各務原市長

契約内容を各務原市水道事業給水条例及び同条例施行規程とすることに合意し、次のとおり給水契約を申し込みます。

太枠内を記入してください。

お客様番号		水道使用開始日	年 月 日
給水先住所 （アパート、店名）			
フリガナ 使用者氏名 又は名称	（電話番号）		
使用者住所	<input type="checkbox"/> 給水先住所と同じ	<input type="checkbox"/> 給水先住所と異なる	
納付書等 発送先住所	<input type="checkbox"/> 給水先住所と同じ	<input type="checkbox"/> 使用者住所と同じ	
	<input type="checkbox"/> いずれの住所とも異なる		
フリガナ 発送先氏名 又は名称	<input type="checkbox"/> 使用者氏名・名称と同じ	<input type="checkbox"/> 使用者氏名・名称と異なる	
	（電話番号）		

※給水装置の所有権を取得された場合、所有者変更の届出があわせて必要となります

<以下を参考にご記入ください>

給水先住所	給水場所
使用者氏名又は名称	水道を使用される方の氏名又は名称（料金等の請求名義）
使用者住所	給水場所と使用者の住所が異なる場合に記入
納付書等発送先住所	納付書などの書類を送付する住所で、給水先住所・使用者住所のいずれとも異なる場合に記入
発送先氏名又は名称	使用者名と発送先の宛名が異なる場合に記入

様式第4号(第10条関係)

総代人(新規・変更)届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

該当する項目を選択し、○で囲んでください。

総代人(新規)	総代人を選定しましたので、次のとおり届け出ます。
総代人(変更)	総代人に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

太枠内のみ記入してください。

お客様番号	
給水先住所 (アパート名)	
フリガナ 総代人氏名 又は名称	(電話番号)
総代人住所	

納付書を総代人住所と違う場所へ送付する場合は、次の太枠内を記入してください。

フリガナ 発送先氏名 又は名称	(電話番号)
発送先住所	

共同住宅等の管理を委託している場合は、管理会社名を次の太枠内に記入してください。

(上記発送先と同じ場合は記入不要)

フリガナ 管理会社名	(電話番号)
---------------	---------

様式第6号(第12条関係)

水道使用中止・閉栓届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

次のとおり(水道の使用中止・閉栓)をしたいので届け出ます。

太枠内を記入してください。

お客様番号		使用中止(閉栓)日	年 月 日
給水先住所 (アパート、店名)			
フリガナ 使用者氏名 又は名称	(電話番号)		

精算分の納付書を給水先と違う場所へ送付する場合は、次の太枠内を記入してください。

納付書等 発送先住所			
フリガナ 発送先氏名 又は名称	(電話番号)		

様式第7号（第12条関係）

給水装置使用者・所有者変更届

年 月 日

（宛先）各務原市長

該当する項目を選択し、○で囲んでください。

相続以外の変更理由により水道を使用する場合、水道使用開始届の提出が必要です。

使用者変更	使用者の住所・氏名の変更又は相続による使用者変更を届け出ます。（水道料金等の未納がある場合、支払義務が継承されます。）
所有者変更	給水装置の所有者の変更を届け出ます。（経緯を確認する書類（不動産売買契約書、登記事項証明書、遺産分割協議書等）の提出又は提示が必要です。）

太枠内のみ記入してください。

給水契約の内容は各務原市水道事業給水条例及び同条例施行規程となります。

<重要>この変更届に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、市はその責任を負いません。

お客様番号		メーター番号	
給水先住所 （アパート、店名）			
フリガナ 新使用者名 又は新所有者名	（電話番号）		
フリガナ 旧使用者名 又は旧所有者名	（電話番号）		
変更事由			
新使用者住所 又は新所有者住所	<input type="checkbox"/> 給水先住所と同じ <input type="checkbox"/> 給水先住所と異なる		

納付書を給水先と違う場所へ送付する場合は、次の太枠内を記入してください。

（※使用者変更の場合）

納付書等 発送先住所	
フリガナ 発送先氏名 又は名称	（電話番号）

様式第8号（第15条関係）

共同住宅等の水道料金算定の特例適用申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

（総代人） 住所

氏名又は名称

各務原市水道事業給水条例第24条第3項の規定による共同住宅等の水道料金算定の特例の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

お客様番号	
共同住宅等の名称	
共同住宅等の所在地	
共同住宅等の戸数（※）	戸

（※）入居中か空室かにかかわらず、料金算定の特例の適用対象となる部屋の総数を記入してください。

様式第10号 (第20条関係)

給水装置廃止届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

給水装置を廃止するので、次のとおり届け出ます。

また、この廃止届が受理された場合、給水装置への通水を切断するために市が給水装置の一部又は全部の撤去等を行うことを承諾いたします。

注意：新たに給水を必要とする場合は、給水装置の新設工事の申込みが必要となり、給水負担金、工事費用等を再度ご負担いただく必要があります。

給水装置の 所有者	住所 氏名	電話番号 (連絡先)
--------------	----------	------------

給水装置の 設置場所			
使用者番号		口径	φ mm
廃止理由	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他 ()		

位置図

地図番号		

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条、第15条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第15条関係)

様式第9号 (第16条関係)

様式第10号 (第20条関係)